

# 富津市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック

あったかふっつ



富津市  
おもてなしキャラクター「ふっつん」

Partnership and Familyship  
System of FUTTSU CITY

---

(注意) 本ガイドブックは、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の要件や手続きについて、概要をまとめたものです。制度の実施に当たっては要綱に基づきます。

# 富津市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度とは

性別等にかかわらず  
お互いを人生のパートナーとして  
日常生活において協力し合うことを約束したお二人が  
パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。  
また、お二人にお子さんや親などがいる場合、  
あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は婚姻制度とは異なり、  
法律上の効果が生じるものではありませんが、  
大切なパートナーやご家族とともに  
誰もが安心して自分らしく暮らせるよう  
市が応援するものです。

## パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で協力し合うことを約束した関係をいいます。

## ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人またはどちらかのお子さんや親などととともに家族として暮らしていくことを約束した関係をいいます。

# 富津市パートナーシップ・ ファミリーシップ宣誓制度 ガイドブック

## 目次

1. 交付までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 制度を利用することができる方・・・・・・・・・・ 2
3. 宣誓に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 交付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 証明書等の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 宣誓事項に変更があった場合・・・・・・・・・・ 6
7. 証明書等の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
8. 宣誓の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
9. 証明書等から氏名を削除したい場合・・・・・・・・ 8
10. Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

# 1 宣誓の流れ

## ① 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則3日前(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)までに、電話または予約フォームにて来庁予約してください。宣誓可能日は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

市民課

電話：0439-80-1252

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

予約フォーム



<https://logoform.jp/form/v3ao/720913>

※個室対応を希望の方は、予約時にお伝えください。

## ② 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類(3ページ参照)を持って市民課へお越しください。

宣誓時に本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を満たしているかを確認します。

※なるべくお二人でご来庁をお願いします。お二人でのご来庁が難しい場合は、

お1人での手続きも可能です。

※代理人による手続きや郵送での手続きはできません。

## ③ 証明及び証明カードの交付

証明書及び証明カードを後日郵送します。

※お二人とも富津市に転入予定の場合、転入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。その際に、証明書及び証明カードを交付します。

## 2 制度を利用することができる方

宣誓をされる方は次の要件をすべて満たす必要があります。

- 成年であること
  - 双方または一方が富津市民、または富津市へ転入予定であること
  - 配偶者がいないこと
  - 他の方とパートナーシップの関係（事実婚を含む）にないこと
  - 民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと
- ※ただし、養親子間のうち、同性間でパートナーシップの関係にある場合は、この限りではない。
- ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子や親等がいること

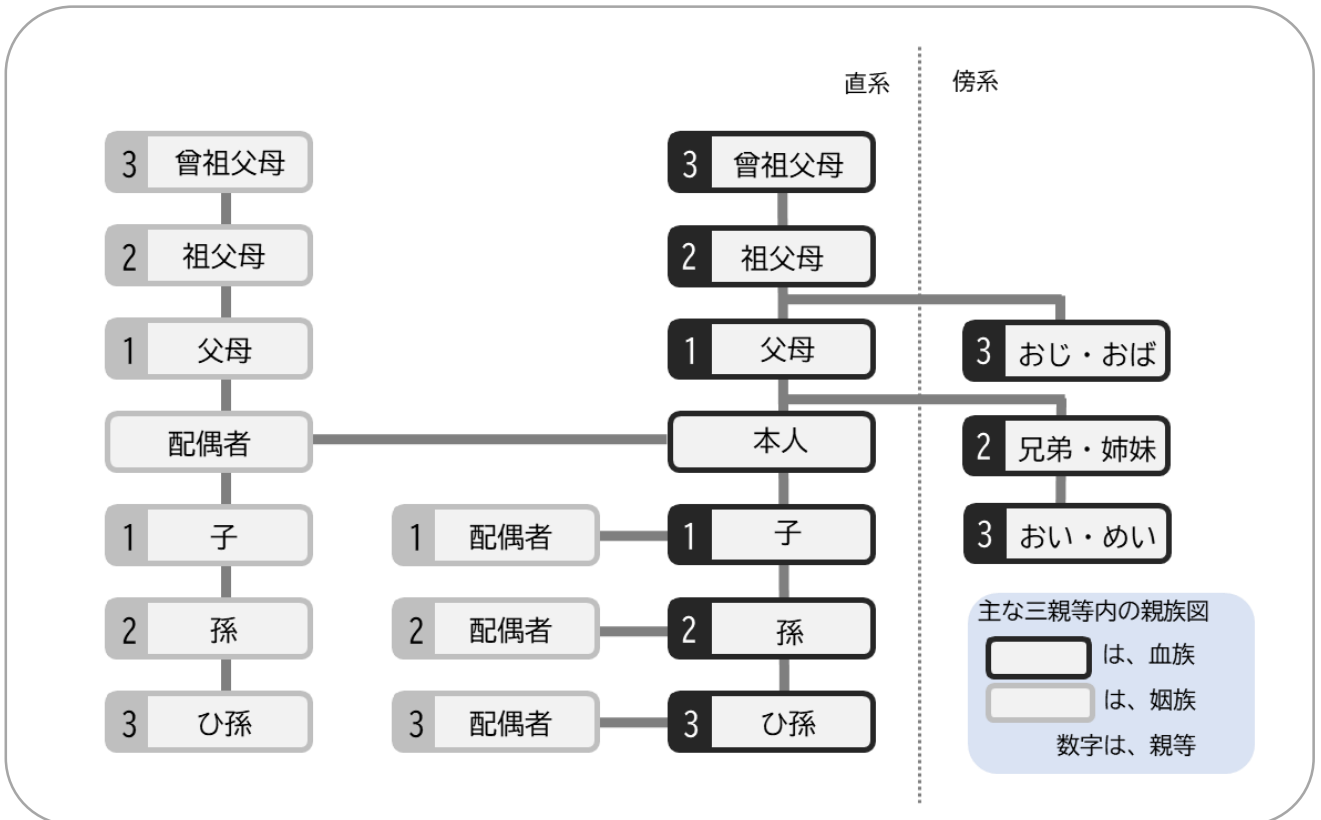


図 民法で規定する婚姻ができない続柄（近親者等）

### 3 宣誓に必要なもの

#### 必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書【第1号様式】
- 住民票の写し及び戸籍全部事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証 など）

※ 宣誓書の様式は市民課窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

#### ・転入を予定している場合

お二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合は、上記書類に加えて賃貸借契約書の写し等、転入することを予定していることが確認できる書類を提出してください。

#### ・通称名の使用を希望する場合

証明書及び証明カードに通称名を使用することができます。

※日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証など）を宣誓時に提示してください。通称名を使用した場合、証明書及び証明カードの裏面に戸籍名を記載します。

#### ・ファミリーシップの宣誓を使用する子等が15歳以上の場合

上記書類に加えて、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書」【第2号様式】の提出及びそのご本人による本人確認書類の提示が必要となります。

#### 本人確認書類の例

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

##### 区分A（1点の提示で足りるもの）

- ・自動車運転免許証
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）  
（写真付き住民基本台帳カード）
- ・旅券（パスポート）
- ・国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書
- ・海技免状
- ・小型船舶操縦免許証
- ・電気工事士免状
- ・宅地建物取引士証
- ・教習資格認定証
- ・船員手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書

##### 区分B（2点以上の提示が必要なもの）

- ・写真の添付のない住民基本台帳カード
- ・国民健康保険証、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証
- ・共済組合手帳
- ・国民年金証書
- ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金書
- ・共済年金または恩給の証書
- ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

##### 区分C（区分Bとの提示が必要なもの）

- ・学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付きのもの
- ・国又は地方公共団体が保発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました。  
(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

## 4 交付書類（証明書及び証明カード）


パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が受理された場合、下記の2つの書類（証明書及び証明カード）を交付します。

### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

- ・パートナーシップの宣誓が受理されたことを証明するものです。
- ・パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。

〈表面〉

第 号



Partnership and Familyship System of FUTTSU CITY

**富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書**

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第4項の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

富津市は、性別にとらわれない多様な生き方を認め合い、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざして、さまざまな施策に取り組んでいます。

これからの人生を互いに支え合い協力して歩まれるお二人のご多幸を祈念いたします。

\_\_\_\_\_ 年 月 日 富津市長

〈裏面〉

**留意事項**

- この証明書は、富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この証明書は法的効果を有するものではありません。
- 宣誓の要件を満たさなくなった場合は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）を返還してください。
- 次の場合は、宣誓を無効とします。
  - 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき。
  - 証明書又は証明カードを不正に利用したとき。
  - 第7条第1項の規定による証明書等の返還をしないとき。
- 返還され、又は無効とした証明書等の交付番号を公表することがあります。

この宣誓により家族となる者

氏名 富津 竹子 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

【特記事項欄】表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

氏名 富津 聡子 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_


この証明書は、互いにその人生のパートナー・ファミリーとして、日常生活において協力し合うことを市長に宣誓したお二人に交付するものです。  
宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

- ・パートナーシップの宣誓が受理されたことを証明するカードです。
- ・パートナーのお二人にそれぞれ1部交付します。

〈表面〉

第 号



**富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード**

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第4条第4項の規定により、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

\_\_\_\_\_ 年 月 日 富津市長

〈裏面〉

この証明カードは、互いをその人生のパートナー・ファミリーとして、日常生活において協力し合うことを市長に宣誓したお二人に交付するものです。  
宣誓によって法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

本宣誓により家族となる者の氏名

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

\_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

【特記事項欄】表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載

氏名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

## 5 証明書及び証明カードの再交付

証明書及び証明カードを紛失、毀損、汚損したとき、所定の申請手続を行うことによって、証明書及び証明カードを再交付します。

### 再交付の流れ

#### ① 必要書類の提出

必要書類を市民課窓口へご提出又はご郵送ください。

郵送先： 〒293-8506 富津市下飯野2443番地

富津市役所市民部市民課市民活動推進係 宛

#### 必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書【第5号様式】
- 本人確認書類（3ページ参照）の写し
- 交付済みの証明書等（毀損・汚損の場合のみ）

※ 申請書等の様式は市民課窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

#### ② 証明書及び証明カードの交付

証明書及び証明カードを後日郵送します。



## 6 宣誓事項に変更があった場合

次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届」を提出してください。あわせて変更に係る内容が分かる書類、交付済みの証明書及び証明カードを提出してください。

- 1 宣誓を行った住所に変更があったとき
- 2 氏名・通称名が変わったとき
- 3 その他宣誓内容に変更があったとき

### 宣誓事項変更の流れ

#### ① 必要書類の提出

必要書類を市民課窓口へご提出又はご郵送ください。

郵送先：〒293-8506 富津市下飯野2443番地  
富津市役所市民部市民課市民活動推進係 宛

#### 必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書【第6号様式】
- 変更した事実等が分かる書類 住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)等
- 交付済みの証明書及び証明カード 各2部(氏名、通称名の変更の場合のみ)
- 本人確認書類(3ページ参照)の写し

※ 申請書等の様式は市民課窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

#### ② 証明書及び証明カードの交付

証明書及び証明カードの記載事項の内容に変更がある場合、証明書及び証明カードを後日郵送します。

## 7 証明書及び証明カードの返還

次の場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出してください。あわせて証明書及び証明カードを返還してください。

- 1 パートナーシップの関係を解消したとき
- 2 市が規定する対象者の要件を満たさなくなったとき（2ページ参照）

なお、届出者の一方がなくなったときは、証明書及び証明カードの返還が必要ですが、ファミリーシップの宣誓を行っている場合には、ファミリーシップを継続することができます。その場合、6ページのお手続きを行ってください。

### 返還の流れ

#### ① 来庁予約

来庁希望日の原則3日前(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)までに、電話または予約フォームにて来庁予約してください。宣誓可能日は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

市民課

電話：0439-80-1252

【電話応答時間】

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く)

予約フォーム



<https://logoform.jp/form/v3ao/720913>

#### ② 証明及び証明カードの返還

予約した日に必要書類を持って市民課へお越しください。届出時に本人確認を行います。

※お一人での手続も可能です。お1人での手続きの場合、もう一方の方への証明書及び証明カードの返還があったことを通知します。

※代理人による手続や郵送での手続きはできません。

必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届【第7号様式】
- 交付済みの証明書及び証明カード 各2部
- 本人確認書類（3ページ参照）

※ 申請書等の様式は市民課窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

## 9 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合は、宣誓を無効とします。無効となった場合、証明書及び証明カードを返還してください。

- 1 偽りその他不正な手段により宣誓を受けたとき
- 2 証明書または証明カードを不正に利用したとき
- 3 市が規定する要件を満たさなくなったとき ※2ページ参照

なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書及び証明カードの交付番号を市ホームページ上で公表します。

## 10 証明書及び証明カードから氏名を削除したい場合

ファミリーとして証明書及び証明カードの裏面に氏名が記載されている方で、証明書及び証明カードから自身の氏名を削除したい場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等に関する申立書」（第8号様式）を提出することで申し立することができます。

### ① 申立

7ページの方法で来庁予約を行ってください。予約した日時に必要書類を持って市民課へお越しください。

※申立人お一人での手続も可能です。

※代理人による手続や郵送での手続はできません。

#### 必要書類

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等に関する申立書【第8号様式】
- 交付済みの証明書及び証明カード 各2部
- 本人確認書類 ※3ページ参照

※ 申請書等の様式は市民課窓口で配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

### ② 証明書及び証明カードの再交付

証明書及び証明カードから申立人の氏名を削除する場合は、新たに証明書及び証明カードを後日再交付します。

## 11 Q&A

- Q1 制度の利用に費用はかかりますか？  
A1 制度の利用や証明書及び証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。
- Q2 宣誓のための書類はどこで入手できますか？  
A2 市民課または富津市ホームページで入手できます。
- Q3 制度の利用に際して、通称名は使用できますか？  
A3 使用できます。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（郵便物、名刺、社員証など）を宣誓時に提示してください。
- Q4 プライバシーは守られますか？  
A4 各種手続の際は必ず事前予約をしていただき、個室対応希望者には個室をご用意します。また、本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることを徹底します。市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。
- Q5 同性カップルしか宣誓できませんか？  
A5 同性カップルに限定していませんので、異性間における事実婚などの場合も要件を満たしていれば宣誓することができます。ただし、婚姻に準じた意思がお二人にあることが必要です。
- Q6 外国籍の場合も宣誓できますか？  
A6 外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合には、宣誓に必要な書類として、大使館または領事館が発行する婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）など独身であることが確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。
- Q7 養子縁組をしている場合は宣誓できませんか？  
A7 パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。
- Q8 富津市に住んでいなくても宣誓をすることはできますか？  
A8 双方又は一方が市内に転入予定であれば宣誓可能です。ただし提出していただく書類があります（3ページ参照）。また、転入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。その際に、証明書及び証明カードを交付します。

Q 9 同居していなくても宣誓をすることはできますか？

A 9 同居していなくても宣誓は可能です。

Q 10 自署できない場合は、代筆してもらうことは可能ですか？

A 10 宣誓書に自署することができない場合は、代筆が可能です。

Q 11 必要書類を郵送して、証明書及び証明カードを郵送してもらうことはできますか？

A 11 郵送での宣誓はできませんが、証明書及び証明カードは郵送にて交付します。なお、証明書及び証明カードの再発行と宣誓事項の変更については、郵送でのお手続きが可能です。

Q 12 証明書及び証明カードはすぐもらえますか？

A 12 要件確認や証明書及び証明カードの作成に時間を要するため即日交付はできませんので、ご了承ください。

Q 13 市外に転出するときはどうすればいいですか？

A 13 転出により、お二人とも富津市民でなくなる場合、対象者の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに証明書及び証明カードを返還してください。お二人のうちどちらか一方のみ富津市民でなくなる場合は、記載事項変更届を提出してください（6ページ参照）。

Q 14 証明書及び証明カードは再交付してもらえますか？

A 14 紛失、毀損、汚損等した場合に再交付します（5ページ参照）。

Q 15 なりすましや偽造等の悪用をされることはないでしょうか？

A 15 宣誓をする際には、独身であることを証明する書類（戸籍謄本、独身証明書等）の提出と本人確認を行うための身分証明書の提示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合は、当該宣誓を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めます。なお、必要があると認められる場合は、無効となった証明書及び証明カードの交付番号を市ホームページ上で公表します。

Q 16 宣誓をすることでどのようなサービスが受けられますか？

A 16 富津市の一部の手続やサービスについて、宣誓をされた方が利用可能になるものや手続が円滑に行われるものがあります。今後、利用できる行政サービスについて拡大を図るほか、さまざまな民間事業者の皆様へ制度の趣旨をご理解いただき利用できるサービスが広がっていくよう周知啓発に努めてまいります。

Q 17 宣誓することで受けられる行政サービスの内容はどこで確認できますか？

A 17 サービスについては、随時追加されていくことが見込まれるため、市ホームページ上に掲載しています。次ページにURLと2次元コードを掲載していますので、ぜひご覧ください。

## 【本制度に関する市ホームページ】



<https://www.city.futtsu.lg.jp/0000007950.html>

富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック  
令和6年(2024年)10月発行

### 【宣誓の予約・手続きについてのお問い合わせ先】

富津市 市民部 市民課

TEL：0439-80-1252

FAX：0439-80-1252

市民課お問い合わせフォーム▶



### 【制度内容についてのお問い合わせ先】

富津市 企画政策部 企画課

TEL：0439-80-1223

FAX：0439-80-1223

企画課お問い合わせフォーム▶

